大和市告示第67号

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市ブロック塀等撤去費及び改善費補助金交付要綱(平成30年大和市告示第164号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ある」の次に「高さ60センチメートルを超える」を加え、同条第4号中「等の」の次に「適法性及び」を加え、同条第5号中「、かつ」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「高い」を「高く安全性に問題がある」に改め、同条第6号中「撤去した跡地等に、」を「撤去に伴いその跡地等に」に改める。

第3条第2項第2号中「安全性が証明できない」を「適法性又は安全性が確認できない」に改める。

第5条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 過去に同一の敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に掲げる 敷地をいう。)に所在するブロック塀等についてこの要綱による補助金の交付を受けている者 第8条中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第10条及び第11条中「申請者」を「補助事業者」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

別表第1工法の欄中「コンクリートブレーカ」を「機械工法」に改め、「人力」の次に「(コンクリートカッターを使用する場合を含む。)」を加える。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。